

## 議題 6

### 広島市指定重要文化財の指定について

- |   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 広島市指定重要文化財の指定について（議案第12号） | 40 |
| 2 | 広島市指定重要文化財の指定について（議案第13号） | 44 |

議案第12号

令和3年3月26日提出

広島市指定重要文化財の指定について

このことについて、次の物件を広島市指定重要文化財に指定する。

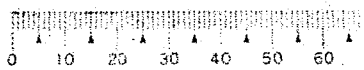
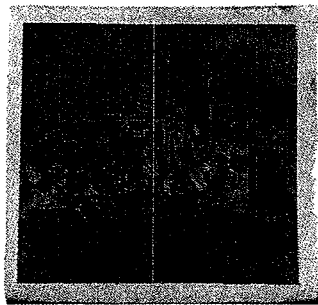
## 文化財指定候補概要

|        |  |
|--------|--|
| 指定区分   | 広島市指定重要有形文化財（歴史資料）   |
| 名称     | 1945年8月6日松重美人撮影広島原爆被災写真ネガフィルム原板  |
| 所在地    | 広島市中区土橋町7番1号   |
| 所有者    | 中国新聞社  |
| 員数     | 5点   |
| 概要     | <p>人類史上最初に原子爆弾が投下された1945年（昭和20年）8月6日に、中国新聞社写真部に所属し中国軍管区司令部報道班カメラマンでもあった松重美人氏が、広島市内における被爆直後の市民の姿を撮影した写真ネガフィルム原板である。</p> <p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 御幸橋西詰全景（爆心地から約2.2キロ）</li> <li>2 御幸橋西詰の罹災者（爆心地から約2.2キロ）</li> <li>3 翠町の自宅兼理髪店内（爆心地から約2.7キロ）</li> <li>4 翠町自宅前の西消防署皆実出張所（爆心地から約2.7キロ）</li> <li>5 皆実町二丁目の広島地方専売局前（爆心地から約2.3キロ）</li> </ol> |
| 文化財的価値 | <p>本資料は、広島市の歴史上最も重要な事象の一つである1945年（昭和20年）8月6日の米国による原子爆弾投下当日に撮影された原爆記録写真である。同日に撮影され現存する15枚の中で、被災直後の街や市民の状況を通じて、原爆被害の悲惨さを伝える唯一のものであり、被爆の実相を将来にわたり継承していく上で欠くことのできない貴重な写真ネガフィルムとして、根源的な価値を有している。</p>  |

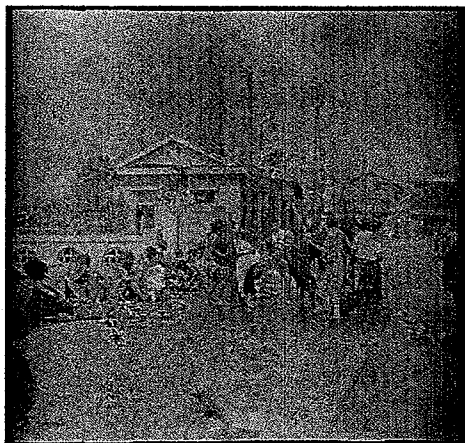
松重美人撮影広島原爆被災写真ネガフィルム（原板とプリント）

（1～5、いずれも中国新聞社所蔵）

1 御幸橋西詰全景（爆心地から約2.2キロ）

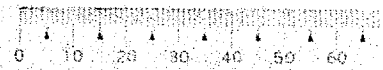
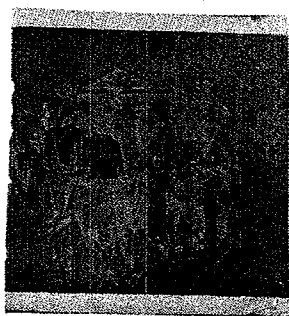


（原板）

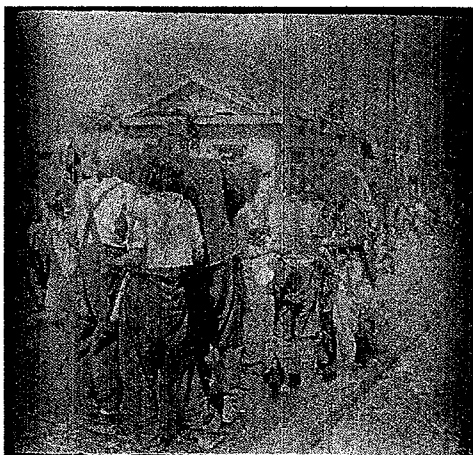


（プリント）

2 御幸橋西詰の罹災者（爆心地から約2.2キロ）

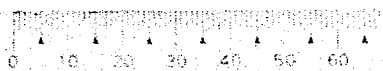


（原板）



（プリント）

3 翠町の自宅兼理髪店内（爆心地から約2.7キロ）

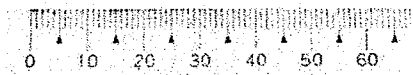
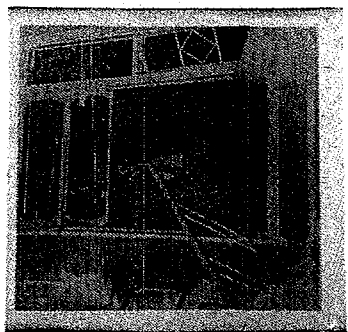


（原板）

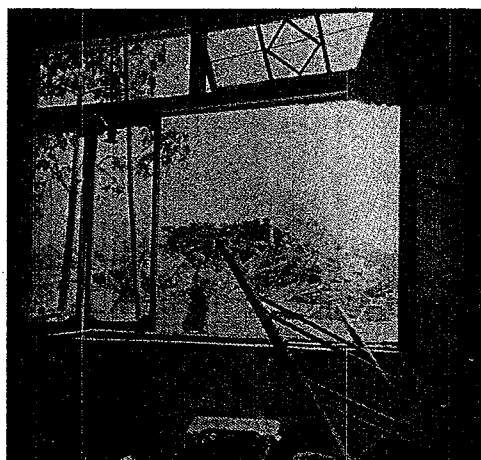


（プリント）

4 翠町自宅前の西消防署皆実出張所（爆心地から約2.7キロ）



(原板)



(プリント)

5 皆実町二丁目の広島地方専売局（爆心地から約2.3キロ）



(原板)



(プリント)

議案第13号

令和3年3月26日提出

広島市指定重要文化財の指定について

このことについて、次の物件を広島市指定重要文化財に指定する。

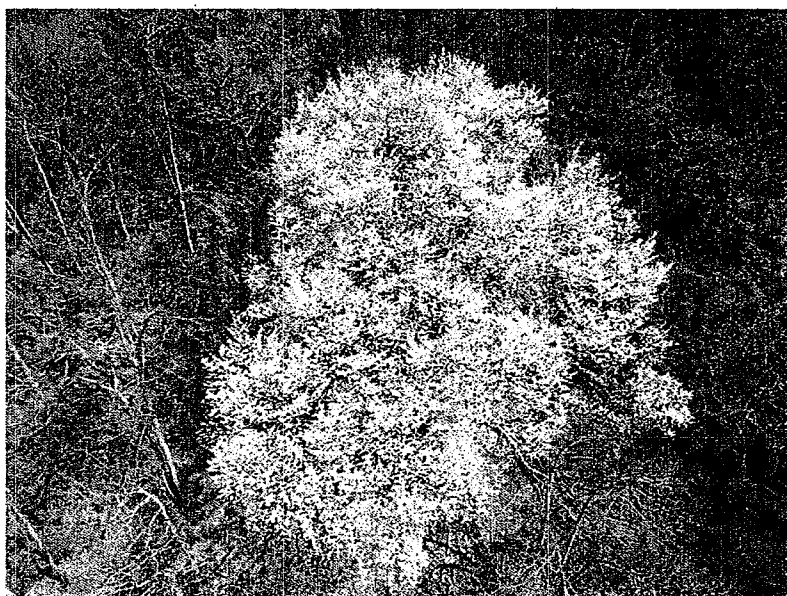
文化財指定候補概要

|        |  |
|--------|--|
| 指定区分   | 広島市指定天然記念物   |
| 名 称    | 後山のエドヒガン   |
| 所在地    | 広島市安佐北区安佐町後山 権現山南斜面<br>北緯 34° 30' 43.36" 東経 132° 26' 44.52"  |
| 所有者    | 末田玲子   |
| 員 数    | 1 株  |
| 概 要    | 樹高約 25 m<br>幹周 4.4 m<br>推定樹齢約 300 年  |
| 文化財的価値 | エドヒガンは広島県南部での分布は少なく、広島市域では主に北部に分布する。後山のエドヒガンはそれらの中でも、胸高周囲 4.4m、樹高約 25m、樹冠直径 20mを超える県内有数の大径木である。薪や炭の供給地であった里山にありながら、地元民の保護により伐採を免れた貴重なサクラであり、その価値は高い。 |
| その他    | 地元の後山のエドヒガンを守る会（会長 山本忠義）が当該物件の日常管理等を行っている。   |

後山のエドヒガン写真



エドヒガン全景（令和2年6月上旬撮影）



開花時の空撮写真



## ○広島市文化財保護条例

昭和 43 年 4 月 1 日  
条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、広島市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
- (4) 史跡、名勝及び天然記念物で市にとって価値のあるもの

(文化財の指定)

第 3 条 広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内にある文化財のうち、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)又は広島県文化財保護条例(昭和 27 年広島県条例第 47 号)により国又は県が指定した文化財以外の文化財で重要なものを広島市指定重要文化財(以下「市指定重要文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、権限に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 3 教育委員会は、第 1 項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。

(管理及び保存)

第 4 条 市指定重要文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、市指定重要文化財の管理及び保存に努めなければならない。

(管理等に関する指示又は助言)

第 5 条 教育委員会は、市指定重要文化財の所有者等に対し、その管理及び保存について必要な指示又は助言をすることができる。

(管理状況等の報告)

第 6 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、市指定重要文化財の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。

(現状変更の承認)

第 7 条 市指定重要文化財の所有者等は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(住所等の変更届)

第 8 条 市指定重要文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が変更したとき。
  - (2) 所有者等の氏名又は住所を変更したとき。
  - (3) 市指定重要文化財の全部又は一部が滅失、き損又は亡失したとき。
- 2 市指定重要文化財の保持者が死亡したときは、その相続人は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(出品又は公開)

第9条 教育委員会は、市指定重要文化財の所有者等に対し、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

- 2 前項の規定による出品又は公開に要する経費は、その全部又は一部を教育委員会において負担することができる。

(補助金の交付)

第10条 市指定重要文化財の管理及び保存につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会は、その経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理及び保存に関し必要な事項を指示することができる。

(指定の解除)

第11条 市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、教育委員会は、市指定重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(審議会の設置及び所掌事務)

第12条 教育委員会に広島市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定及び解除その他文化財の保存及び活用について必要な事項を審議する。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財に関し識見の高い者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

## ○広島市文化財保護条例施行規則

昭和 43 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、広島市文化財保護条例(昭和 43 年広島市条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 広島市指定重要文化財(以下「市指定重要文化財」という。)の指定を受けようとするものは、所定の様式による指定申請書を広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は前項による申請書を受理したときは、広島市文化財審議会に諮問し、適当と認められるものについて指定する。

(指定の呼称)

第 3 条 教育委員会が前条第 2 項の規定により指定する場合の市指定重要文化財の呼称は、つぎの各号の定めるところによる。

- (1) 条例第 2 条第 1 号の規定による有形の文化財は、広島市指定重要有形文化財と称する。
- (2) 条例第 2 条第 2 号の規定による無形の文化財は、広島市指定重要無形文化財と称する。
- (3) 条例第 2 条第 3 号の規定による民俗資料は、広島市指定重要民俗資料と称する。
- (4) 条例第 2 条第 4 号の規定による史跡、名勝及び天然記念物は、それぞれ広島市指定史跡、広島市指定名勝及び広島市指定天然記念物と称する。

(指定書の交付)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の規定により市指定重要文化財に指定したときは、所定の様式による指定書を所有者または権原に基づく占有者もしくは保持者(以下「所有者等」という。)に交付する。

(管理責任者の選任)

第 5 条 市指定重要文化財の所有者等は、特別の事情のあるときは自己に代り当該文化財を管理する者(以下「管理責任者」という。)を選任し、これに当該文化財を管理させることができる。

2 前項の規定により管理責任者を選任しまたは解任したときは、所定の様式による管理責任者選任(解任)届を教育委員会へ提出しなければならない。

(承認申請及び届出)

第 6 条 条例第 7 条の規定による現状変更の承認及び条例第 8 条各号の規定による届出については、つぎの各号による。

- (1) 現状変更等承認申請書(所定の様式)
- (2) 所有者等変更届(所定の様式)
- (3) 所有者等(管理責任者)氏名(住所)変更届(所定の様式)
- (4) 文化財所在変更届(所定の様式)
- (5) 文化財滅失(亡失、き損)届(所定の様式)

(指定書の返還)

第 7 条 所有者等は、条例第 11 条第 2 項の規定による指定解除の通知をうけたときはすみやかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(文化財台帳)

第 8 条 教育委員会に広島市指定重要文化財台帳を備える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

### 市 域 内 指 定 文 化 財 件 数

(令和3年3月25日現在)

| 区 分   |         | 国指定          | 県指定 | 市指定 | 計   |
|-------|---------|--------------|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物     | 7<br>(国宝1含む) | 1   | 14  | 22  |
|       | 美術工芸品   | 9            | 11  | 55  | 75  |
| 無形文化財 |         | —            | 1   | —   | 1   |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | 1            | —   | —   | 1   |
|       | 無形民俗文化財 | —            | 2   | 7   | 9   |
| 記念物   | 史 跡     | 4            | 14  | 6   | 24  |
|       | 名 勝     | 2            | 1   | —   | 3   |
|       | 天然記念物   | 1            | 5   | 19  | 25  |
| 計     |         | 24           | 35  | 101 | 160 |